

麻酔科専門医研修プログラムに関する内規

2014年 5月 14日制定

2015年 3月 27日改定

2017年 3月 27日改定

第1章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）認定制度運営細則第 9 条の規定に基づき、この法人の麻酔科専門医研修プログラム（以下、「研修プログラム」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

(定 義)

- 第 2 条 この内規の第 3 条から第 5 条に定める責任基幹施設、基幹研修施設、関連研修施設で構成された複数の病院（病院群）において実施されるこの法人の専門医を育成するための研修のプログラムで、この法人が適正と認めたプログラムを研修プログラムという。
- 2 研修プログラムを構成する施設を、以下のとおり分類する。
 - (1) 責任基幹施設（単一）：プログラムの遂行に責任を負う施設。
 - (2) 基幹研修施設（複数可）：研修プログラムの中核的な施設として十分な臨床実績と指導体制を有する施設。
 - (3) 関連研修施設（複数可）：必要に応じて部分的な補完が出来る施設。
 - 3 研修プログラムに専門医研修プログラム管理委員会を置く。
 - 4 研修プログラムに基づいて研修を受ける医師臨床研修を終了した医師で、この内規の 12 条の要件を満たす者を専攻医という。

(責任基幹施設)

- 第 3 条 責任基幹施設は、以下の条件を満たす施設とする。
- (1) 麻酔科管理症例が年間 500 例以上あること
 - (2) 複数の外科系診療科があること
 - (3) 麻酔科管理症例 1,000 例に対して 1 名の、この法人の認定した指導医（以下、「指導医」という。）または専門医が在籍すること
 - (4) 1 名のプログラム責任者がいること
 - (5) 麻酔科認定病院（以下、「認定病院」という。）であること
- 2 責任基幹施設は、基幹研修施設と関連研修施設を指導し、別に定める推奨カリキュラムに従った専門医研修教育を行う。
 - 3 プログラム責任者はプログラム全体の指導体制、内容、評価に関し監督責任を持つと同時に、当該責任基幹施設においては研修プログラム管理者としてその指導体制、内容、評価に関しても責任を持つ。

- 4 責任基幹施設は他の研修プログラムへの参加は関連研修施設としてのみ認められ、基幹研修施設として参加することはできない。

(基幹研修施設)

第 4 条 基幹研修施設は、以下の条件を満たす施設とする。

- (1) 麻酔科管理症例が年間 500 例以上あること
 - (2) 麻酔科管理症例 1,000 例に対して 1 名の指導医または専門医が在籍すること
 - (3) 1 名の研修プログラム管理者がいること
 - (4) 認定病院であること
- 2 研修プログラム管理者は当該基幹研修施設での指導體制、内容、評価に関し責任を持つ。
 - 3 基幹研修施設は複数の研修プログラムに基幹研修施設として参加することができる。

(関連研修施設)

第 5 条 関連研修施設は、プログラム責任者が責任基幹施設・基幹研修施設だけでは研修が不十分と判断した場合、これを補完するためにその責任をもって指定する。

- 2 1 名の研修実施責任者がいること
- 3 関連研修施設は、認定病院であること
- 4 関連研修施設での研修は、原則として 2 年を超えないものとする。

(専門医研修プログラム管理委員会)

第 6 条 この内規第 3 条に定める責任基幹施設に専門医研修プログラム管理委員会を設置する。

- 2 専門医研修プログラム管理委員会は、当該研修プログラムの策定と実施に責任を持ち、専攻医の募集、受け入れ、評価、修了認定および研修施設の管理、研修プログラムの内部評価を行う。
- 3 委員会は、委員長 1 名、委員若干名をもって組織する。
- 4 委員長は、当該研修プログラムのプログラム責任者をもって充てる。
- 5 委員は、当該研修プログラムに所属する基幹研修施設のプログラム管理者、関連研修施設の研修実施責任者をもって充てる。
- 6 プログラム責任者は、毎年所定の書式で年次報告を行うものとする。研修プログラムを構成する基幹研修施設、関連研修施設および研修プログラムに所属する人員に変更が生じた場合には、併せて変更を届け出なければならない。

第 2 章 新規認定

(申請資格)

第 7 条 研修プログラムの認定審査を希望する研修プログラムは、この内規の第 2 条に定める基準をすべて満たさなければならない。

(申請)

第 8 条 研修プログラムの認定審査を希望する者は、認定審査委員会の指定する麻酔科専門医研修プログラム申請書をこの法人に提出しなければならない。

- 2 研修プログラムの新規申請審査の受付期間は、毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日とし、登録日は 8 月 1 日とする。

(審査)

第 9 条 研修プログラムの認定審査は、書類審査とし、この法人の認定審査委員会が実施する。ただし、認定審査委員会が必要と認めたときは、別に実地試験を課することができる。

- 2 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく 2 週間以上経過した場合、審査を行わない場合がある。

(認定・登録)

第 10 条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。

- 2 この法人の理事長は、前項のプログラムを研修プログラムとして登録し、認定証を発行するとともに、電磁的方法をもって公示する。

(認定の取消し)

第 11 条 この法人は、研修プログラムが以下にあげる事由に該当するとき、研修プログラムの資格を取り消す。

- (1) 専門医研修プログラム管理委員会が認定の取消を申し出たとき。
- (2) この法人の理事会が研修プログラムとしてふさわしくないと認めたとき。

第 3 章 専攻医研修開始登録

(研修開始登録)

第 12 条 専攻医は日本麻酔科学会に入会し、研修開始登録を行う。専門医研修プログラム管理委員会は、年次報告には専攻医の人数と研修の進捗を含めるものとする。

(内規の変更)

第 13 条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第 4 条 (4) に従ってなす。

附 則

1. この内規は 2014 年 4 月 1 日から施行する。